

本社機能強化のための認定地域再生計画について

都市研究センター研究理事

吉田 英一

1. はじめに

近年、オフィスの立地については、東京への一極集中だけではなく、地域的な差違はあるものの、広域的な地方圏における中心都市や、府県内における府県庁所在地である市等への集中が同時に発生している。

また、これらオフィスの立地の集中が見られる一部の都市を除く、多くの地方都市においては、これまで、商店街の活性化対策が進められてきたが、商店街の近隣とともに中心市街地を形成してきたオフィス街・ビジネス街の空洞化も進行している。

このような状況の下、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、先般、「地域再生法の一部を改正する法律」(平成27年法律第49号)が施行され、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別措置として、企業の地方拠点強化の促進に関する措置等が追加された。

本稿においては、この企業の地方拠点強化の促進に関する措置を活用しつつ、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るために地方公共団体が行うこととしている取組の状況について若干の考察を加えることとしたい。

2. 地域再生法に基づく企業の地方拠点強化の促進に関する措置の概要

地域再生法(平成17年法律第24号)の一部改正により創設された企業の地方拠点強化の促進に関する措置は、個人事業者又は法人による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成及び都道府県知事による認定(同法第17条の2第1項)並びに当該認定を受けた個人事業者又は法人に対する支援措置をその内容としている。

(1) 対象事業

この措置の対象となる施設は「特定業務施設」であり、「特定業務施設」とは「本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設(工場を除く。)」である(地域再生法第5条第4項第4号)。この内閣府令で定める業務施設は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとされている(地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第7条)。

- ① 事務所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
 - ア) 調査及び企画部門
 - イ) 情報処理部門
 - ウ) 研究開発部門

エ) 国際事業部門

オ) その他管理業務部門

- ② 研究所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの
- ③ 研修所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの
- また、この措置の対象となる事業は、上記の「特定業務施設」を整備する事業であって、次に掲げるものを実施する事業である（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項、地域再生法施行令（平成 17 年政令第 151 号）第 3 条及び第 10 条、地域再生法施行規則第 26 条）。

① 「移転型事業」

集中地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの：平成 27 年 8 月 1 日における首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）による既成市街地及び近郊整備地帯など）のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるもの（東京都の特別区の存する区域）から地方活力向上地域に移転して整備する事業

② 「拡充型事業」

地方活力向上地域（産業基盤が整備されていること等の要件に該当するものに限る。）において特定業務施設を整備する事業（移転型事業に該当するものを除く。）

上記①及び②の「地方活力向上地域」とは、集中地域以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいい（地域再生法第 5 条第 4 項第

4 号）、具体的には、内閣総理大臣の認定を受けた個々の地域再生計画に記載される。

上記の事業を実施する個人事業者又は法人は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、当該地方活力向上地域特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体（地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体）である都道府県の知事の認定を申請することができ（地域再生法第 17 条の 2 第 1 項）、都道府県知事は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画が、次の基準のいずれにも適合すると認めるときには、認定をするものとされている（同条第 3 項、地域再生法施行規則第 29 条）。

① 当該都道府県が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に適合していること。

② 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数（10 人。ただし、当該地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者である場合にあっては、5 人。）以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合すること。なお、この従業員に関し内閣府令で定める要件としては、次に掲げるものが定められている（地域再生法施行規則第 30 条）。

ア) 都道府県知事の認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が 10 人以上（中小企業者の場合は、5 人以上）であること。

イ) 移転型事業を行おうとする場合にあっては、上記ア) の増加させると見込

まれる常時雇用する従業員の数の過半数が東京都の特別区の存する区域にある他の事業所から転勤させる者であること。

- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(2) 支援措置

上記の都道府県知事の認定を受けて地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者に対する支援措置として、次のものが設けられている。

- ① 独立行政法人 中小企業基盤整備機構による債務保証

当該事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び金融機関からの借入れに対して、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が債務保証を行うもの

- ② 特定業務施設の新増設に関する課税の特例（オフィス減税）

法人税又は所得税について、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従い、特定業務施設に該当する建物及びその附属設備、又は構築物を取得又は建設した場合に、当該建物等の取得価額に対する特別償却又は税額控除を受

けることができる制度

- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

地方活力向上地域特定業務施設整備計画の拡充型又は移転型の事業計画認定を受けた場合に、雇用促進税制に関する特例措置が拡充される制度

- ④ 認定事業者に対する地方税の不均一課税に伴う減収補填

地方公共団体が都道府県知事の認定を受けた者に対する地方税の不均一課税を行った場合に、その減収に対して普通交付税による補填措置が講じられるもの

3. 本社機能強化のための地域再生計画の状況

(1) 内閣総理大臣による認定状況

平成 27（2015）年 10 月 2 日に、地域再生法に基づき、上記の「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例」を活用した新たな 24 件の地域再生計画について内閣総理大臣による認定が行われた（図表 1）。

【図表 1】「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例」を活用した認定地域再生計画

（平成 27（2015）年 10 月 2 日現在）

番号	都道府県	作成主体名	地域再生計画の名称
1	北海道	北海道	北海道地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
2	宮城県	宮城県	富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト
3	千葉県	千葉県	県のポテンシャルを最大限生かした地域経済活性化計画
4	富山県	富山県	「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画
5	石川県	石川県	石川県本社機能立地促進プロジェクト
6	福井県	福井県	福井県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
7	岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市及び海津市並びに岐阜県養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、安八郡神戸町、輪之内町及び安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池町並びに本巣郡北方町	2020西回りエリア特定業務施設整備事業計画
8	岐阜県	岐阜県、高山市、飛騨市、郡上市及び下呂市並びに岐阜県大野郡白川村	飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画
9	岐阜県	岐阜県、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び可児市並びに岐阜県可児郡御嵩町	東濃クロスエリア特定業務施設整備事業計画
10	岐阜県	岐阜県、関市、美濃市、美濃加茂市及び各務原市並びに岐阜県羽島郡岐南町及び笠松町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村	航空機関連クラスター地域特定業務施設整備事業計画
11	三重県	三重県	三重県企業拠点強化(本社機能移転等)促進プロジェクト
12	大阪府	大阪府	大阪府地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
13	兵庫県	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市及びたつの市並びに兵庫県川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稲美町及び播磨町、神崎郡市川町、福崎町及び神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町並びに美方郡香美町及び新温泉町	ひょうご本社機能立地支援計画
14	和歌山県	和歌山県	和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
15	鳥取県	鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市並びに鳥取県岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町、西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町	鳥取県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
16	島根県	島根県	島根県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
17	岡山県	岡山県	晴れの国おかやま本社機能移充計画
18	広島県	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市並びに広島県安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町、山県郡安芸太田町及び北広島町、豊田郡大崎上島町、世羅郡世羅町並びに神石郡神石高町	広島県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
19	山口県	山口県	山口県活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
20	徳島県	徳島県	「とくしま回帰」新たなしごとづくり計画
21	香川県	香川県	香川県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
22	福岡県	福岡県	福岡県アジアビジネス拠点化に向けた本社機能立地促進計画
23	大分県	大分県	大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
24	宮崎県	宮崎県	「輝くみやざき」地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

(2) 認定地域再生計画の内容

これらの認定地域再生計画においては、「地域再生計画の目標」や事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るため

に地方公共団体が独自で行う取組を含む「地域再生を図るために行う事業」等が記載されている。

上記 24 計画すべてにおいて、少なくとも雇用機会の創出人数及び企業立地件数が

目標として記載されており、それぞれを合計すると、雇用機会の創出人数は 6,600 人、企業立地件数は、移転型事業が 170 件、拡充型事業が 638 件となっている。

また、その事業者の本社機能の移転又は

強化の円滑な実施を図るために地方公共団体が独自で行う取組として記載された事項を分類してみると、次のとおりであった(図表 2)。

【図表 2】「地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例」を活用した認定地域再生計画に記載された地方公共団体独自の取組

(平成 27 (2015) 年 10 月 2 日現在)

取組項目	高付加価値化・取引拡大等支援	工業団地整備等	事業者に対するワンストップ支援	企業立地補助金等	人材の育成確保	移住定住情報の発信、移住定住受入体制づくり	企業誘致活動	規制緩和等	その他
記載計画数	6	17	23	23	16	8	16	3	5
割合	25.0%	70.8%	95.8%	95.8%	66.7%	33.3%	66.7%	12.5%	20.8%

認定地域再生計画に記載された具体的な取組の例を上記の項目ごとに挙げると、次のとおりである。

- ① 高付加価値化・取引拡大等支援
 - ・試験研究機関による研究や技術支援
 - ・産学官連携による研究開発・新商品開発の支援
 - ・共同研究開発・新商品開発に対する助成
 - ・合同展示商談会の開催
- ② 工業団地整備等
 - ・工業団地・産業団地・流通業務団地の整備 (19 箇所)
 - ・土地区画整理事業による工業系用地の造成 (1 箇所)
 - ・工場用地候補地の基本的調査 (適地調査・需要調査) の実施
 - ・市町村が行う工場適地選定調査に対する助成
 - ・市町村が行う工場用地・産業用地の造成事業に要する経費に対する県による無利子貸付け・助成
 - ・市町村が行う本社機能立地企業の受け

皿としての空き庁舎等の公的遊休施設の整備に対する県による助成

- ・インキュベーションスペースの設置
- ・廃校となっている校舎等の本社機能立地企業に対する無償又は対価を軽減しての譲渡・貸与
- ③ 事業者に対するワンストップ支援
 - ・各種支援制度・手続等の説明・相談、関係課との調整等を行うワンストップ相談窓口の設置
 - ・本社機能の移転に伴い移住する従業員とその家族に対する移住の手続から移住後の生活に関する支援・相談まで継続的かつ一貫した支援の実施
 - ・許認可手続や県内取引先の紹介等にも対応できる体制の構築
 - ・県外事務所への企業誘致担当職員及び企業誘致専門員 (民間企業委託) の配置
 - ・県内の立地企業を巡回し、情報提供・各種相談への対応を行うフォローアップ専門職員の配置
- ④ 企業立地補助金等

- ・ 本社機能等を有する施設の設置等を行うために要する設備投資に対する補助、建物や施設の賃貸借費用に対する補助
 - ・ 本社機能の移転・拡充を促進するための事務棟や社宅等の建設費用や移転経費に対する補助金による助成
 - ・ 本社機能の移転に伴う県外からの従業員の移住や、県内における新たな雇用を促進するための従業員の移転や新規雇用に対する人数に応じた補助金による助成、本社機能の移転に伴う転勤者に対する助成
 - ・ 成長産業（クリーンエネルギー、ライフイノベーション、食品、高度部材、航空宇宙）に関する投資を行う企業に対する補助金の交付
 - ・ マザー工場（製品の設計・開発・試作等といった機能を有し、かつ他工場への技術指導、支援機能を有する本社機能的な役割を担う工場等）に関する投資を行う企業に対する補助金の交付
 - ・ 研究開発施設又は試験認証機関に関する投資を行う企業に対する補助金の交付、研究所及び開発・研究部門等を新設又は増設する事業に対する助成
 - ・ 雇用、経済波及効果等が県経済に特に貢献する宿泊業、集客交流産業等サービス業に関する投資を行う企業に対する補助金の交付
 - ・ 外資系企業が行う工場等に関する投資に対する補助金の交付、外資系企業が県内に本社移転の登記等を行うために要する登記費用や旅費の一部助成
 - ・ 県内に立地する事業所における新規地元雇用（県外からの転勤者を含む）に対する助成
 - ・ 中山間地へ新增設等した事業場又は設備の操業に伴う新規雇用労働者人数に応じて市町が事業者に交付した雇用奨励金の2分の1を当該市町に対して交付
 - ・ 事業者に対する工場等に係る用地取得費の特別利率融資、工場等建設費及び機械設備取得費を対象とする特別利率での貸付け
- ⑤ 人材の育成確保
- ・ 若年者向け就職支援施設による就職支援
 - ・ 正社員として就職を希望する学生、一般求職者、Uターン就職希望者等を対象とする合同企業説明会、就職フェア、企業ガイダンス等の開催
 - ・ 就職説明会や県内企業のインターンシップ（就業体験）、学内のセミナーや説明会などの情報の提供、県内企業の合同説明会の実施など、県外に進学した学生の県内 UI ターン就職の強化
 - ・ 県内民間企業が実施するインターンシップへの参加を希望する学生に対して、宿泊費・旅費の支援
 - ・ 大都市圏を中心とした県外在住のプロフェッショナル人材を受入れた県内企業に対する試用期間中の給与等に要する経費の助成
 - ・ 基金の設置による県内に就職する大学生等が借り入れた奨学金の償還額の一部助成
 - ・ 公共訓練等による人材の育成
 - ・ マネジメントや人事・総務など経営管理に関する研修の実施による本社機能を担う人材の育成
 - ・ 県内の大学生、社会人の語学力向上や

アジア地域を中心とするグローバル経済分野の知識習得に関する事業による国際社会で活躍できる人材の育成

- ・理工系大学院における修学の支援による県内のものづくり企業において研究開発業務に携わる人材の育成・確保
- ・専任のコーディネーターによる技術的・専門的職業への就職を希望する者と技術的・専門的人材を求める県内企業とのマッチングの支援
- ・医療機器、自動車、航空機関連分野を対象に、カスタマイズ型ものづくりを担うマルチ人材「グローバル万能工」の育成プログラムの開発

⑥ 移住定住情報の発信、移住定住受入体制づくり

- ・UI ターン就職相談窓口の開設
- ・定住者の住居地域となる市町による住宅取得支援や賃貸物件の家賃補助、UI ターン者に対する定住奨励金の支給等
- ・移住・交流セミナーの開催、空き家バンク等を活用した住まいに関する情報や教育・医療等に係る生活情報の提供、移住・定住に係る補助制度等による生活面全般のサポート
- ・U.I.J ターン就職者への家賃・住宅購入費補助等

⑦ 企業誘致活動

- ・工業団地台帳、産業用地・工場跡地、企業立地に係る支援制度・ガイドブックなど企業立地に関する情報のホームページへの掲載、パンフレット、展示会等を通じた発信
- ・産業インフラの整備状況や支援制度の紹介のほか、地域に立地している企業、活用可能な貸しオフィスやインキュベ

ーション施設、高度な検査機器等を備えた試験研究施設の有無などについても掲載する等による用地・施設の整備状況に関する体系的な情報提供

- ・首都圏などでの企業立地セミナーや現地視察会等の開催
- ・県と市町村による協議会の組織と情報を共有しながらの効果的な誘致活動の実施
- ・県内市町村の企業誘致担当課が一同に会し、企業誘致の対応方法の修得や情報交換を実施する市町村研修会の実施
- ・トップセールス等による企業訪問
- ・専門知識や豊富な人脈を有した企業誘致コーディネーターの設置による企業訪問活動の充実・強化
- ・外資系企業との情報交換

⑧ 規制緩和等

- ・物流コスト軽減のため、特区制度を活用することにより、輸送効率が高く、国際的に利用が進んでいる 45 フィートコンテナの公道輸送を可能とする
- ・本社機能と共に工場も併せて移転する場合、工場立地法に基づく工場の敷地面積に対する緑地面積率を緩和する

⑨ その他

- ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき国の同意を受けた基本計画に設定された区域に立地した企業が一定の条件を満たした場合における税の優遇措置、同法による試験研究施設の立地計画の認定及び支援
- ・立地後の円滑な運営や事業拡大を支援するための定期的な企業への訪問の実

施及び人材確保や補助金の申請、情報提供等きめ細やかなアフターサービス
なお、地域再生計画に、実際に行われている取組がすべて網羅的に記載されているわけではなく、それぞれの地域においては、上記以外にも、地方における本社機能の強化に資する様々な施策が講じられているところではあるが、今般、地方公共団体が改めて地方における本社機能の強化に取り組もうとするに当たって、創設し、又は一層の拡充を図ろうとする取組の傾向については、これにより把握することができると思われる。

4. 企業の立地条件との関係

一方、事業者が考慮するオフィスの立地地域の現在及び将来の条件は、拙稿「オフィス移転等の理由・目的と立地条件について」(都市研究センター研究誌「アーバニスタディ」58号(平成26(2014)年6月) p135http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/u58_09.pdf)において明らかにしたように、「オフィス移転等情報開示状況調査」によって収集したオフィスの新設・開設や移転等(以下「オフィス移転等」という。)に関する企業開示情報における当該地域にオフィスを立地することとした理由や立地先とした地域の状況を説明した記載からの分類によれば、次のとおりであった。

ア) 従来からの拠点地域との関係性

例：従来からの拠点地域との近接性・経済的関係の深さ

イ) 当該事業者の営業区域との関係性

例：主要な営業エリアに近接

ウ) 他の拠点との関係性

例：他の拠点とのアクセスが良い

エ) 当該地域における事業実績

例：かつて店舗があり、お客様も多数いる

オ) 顧客との位置関係

例：取引先も多く立地する地域

カ) 交通アクセスの状況

例：交通アクセスの利便性(高速道路インターチェンジ、幹線道路、鉄道駅、空港、港湾等)

キ) 人口

例：流動人口・都市雇用圏人口の多さ、人口・世帯数の増加

ク) 拠点性

例：日本経済の中心地、地方の政治・経済の中心

ケ) 経済規模

例：中核都市として、近隣の市町村からの大きな集客力をもつ、マーケット規模の大きな地域

コ) 集積度

例：産業基盤及び情報の集積度が高い、企業集積度の高い、関連産業の集積が進行している、ものづくり企業の開発拠点が多数、研究機関等が集中、中小製造業が多数集積している、大手企業の有力工場や試験研究機関、理工系大学が多数存在する

サ) 成長性

例：成長性の高い都市、中長期的に成長が見込まれる

シ) 需要の動向

例：周辺市街地の状況からみて需要の拡大が期待できる、需要につながるストックが存在、特にニーズが集中、潜在ニーズの高さ

ス) 人材確保

例：適正な人材の確保が容易、優秀な人材の安定的確保が可能、人材獲得に有利な地域、労働力人口も多く、多様な年齢層、業種・業態に特化した優秀な人材確保が可能、高い定着率によって長期にわたっての人材確保が可能、優秀な技術者を育てる環境

セ) 事業継続の確保

例：固い地盤の上であり、津波や洪水による浸水の危険性が極めて低い場所、台風や地震などの大規模な自然災害が比較的少ない

ソ) 情報環境

例：最先端の情報を入手することができる環境

タ) インフラ

例：国際バルク戦略港湾、整備された高速情報通信インフラ

チ) 電力供給の安定性

例：安定的な電力環境

ツ) 住環境

例：豊かな住環境

テ) 視認性

例：駅前ロータリーや主要バス通りなどに面した視認性の高い立地

ト) 周辺環境

例：官公庁や各自治体の中枢施設などが集まるビジネス・官公庁エリア、商業施設やオフィスビルが立ち並ぶ一方、マンションを中心に住宅地としても人気の高いエリア、複数の国が大使館を構える国際色の豊かさ、市内でも屈指の高級イメージのあるエリア、数多くの史跡や教育施設が存在、再開発が進められており、公園や住宅、福祉施設の建設が計画されるなど、周辺の環境が大きく変化している、

公園や緑が配された整備された街並みが美しい住宅街が広がり、優良な住宅ストックが形成されている

ナ) 最寄り駅の状況

例：乗降客数が多い、一大ターミナルである駅、沿線内外から人が集まる主要駅の一つ

ニ) 自然環境

例：美しい海・緑深い山・透き通った空、水と緑に恵まれた自然豊かな地域、年中温暖で、サーフィン、釣り、花摘み等が楽しめる

ヌ) コスト

例：低コストでの開設・運営が可能、オフィス賃料と人件費の両面において、東京にて同様な事業所を開設する場合に比べ費用を抑えることができる、必要な用地が安価に確保できることなどのコストメリット

ネ) 行政による支援

例：企業誘致に対しての県・市の熱意と充実した支援制度、県・市による立地、雇用等についての協力

ノ) 地域性

例：人の温かさと情熱、歴史と文化

ハ) その他

例：創業の地

前記 3. で見た認定地域再生計画に記載された地方公共団体独自の取組は、そのほとんどが上記条件のうち、ス) 人材確保、ヌ) コスト、ネ) 行政による支援に関わるものである。

一方、上記条件のうち、ア) 従来からの拠点地域との関係性、イ) 当該事業者の営業区域との関係性、ウ) 他の拠点との関係性、エ) 当該地域における事業実績、オ)

顧客との位置関係については、直接的には当該事業者のこれまでの事業区域によって定まるものであり、地域行政の施策によって、これらの条件を直接的に改善することは困難である。

地域行政の取組としては、誘致対象企業の選択に当たってこれらの条件を考慮するほか、既存の地域企業の事業区域の拡大につながる支援策を講じつつ、その取引関係等を活用した企業立地の働きかけを行うことによって、既存の地域企業の地域内での更なる拠点の増設や既存の地域企業と取引関係にある地域外の企業の立地の可能性を向上させることや、上記の条件のうち(ナ)最寄り駅の状況を含む(カ)交通アクセスの改善や(タ)インフラのうち高速情報インフラ等による物理的距離を超えた関係性の構築によって事業区域の拡大を促進することが考えられる。

また、上記条件のうち、(キ)人口、(ク)拠点性、(ケ)経済規模、(コ)集積度については、当該地域における、これまでの長期間にわたる様々な蓄積によるところが大きい。(サ)成長性及び(シ)需要の動向についても、地域行政が短期的に直接効果を上げることが難しい。

地域行政の取組としては、(ナ)最寄り駅の状況を含む(カ)交通アクセスの改善や(タ)インフラのうち高速情報インフラ等の整備によって、物理的距離を超えて、これら人口等の条件の実質的な向上を図ることが考えられる。

これらの条件に比べ、(セ)事業継続の確保、(ソ)情報環境、(タ)インフラ、(チ)電力供給の安定性、(ツ)住環境、(テ)視認性を含む(ト)周辺環境、(ニ)自然環境、(ノ)

地域性の条件については、地域行政において、総合的な地域づくり・まちづくりの一環として、その向上に中長期的に取り組まれているものである。しかしながら、一般の認定地域再生計画に記載された地方公共団体独自の取組として、これらの条件に関するものは、情報提供以外には特段のものが挙げられていないことから見ても、その取組に当たって企業立地との関係が強く意識されているものとは考えにくい。

なお、一般社団法人 日本経済団体連合会による「本社機能の地方移転に関する緊急アンケート 調査結果」(平成 27 (2015) 年 9 月 15 日)において、経団連幹事会社のうち東京に本社を有する企業 455 社に対して平成 27 (2015) 年 6 月に実施したアンケート (回答 147 社) の結果が公表されている。

これによれば、地方拠点の拡充・強化に効果的な施策・インセンティブとしては、①交通インフラ等の事業環境の整備 (80 社)、②法人税・法人事業税等の優遇 (79 社)、③不動産取得税等のインシヤルコストの軽減 (50 社)、④地方分権の徹底 (中央省庁の地方移転・地方支分局への権限委譲等) (45 社)、⑤地方大学強化による優秀な人材の確保 (30 社)、⑥その他 (20 社) となっている。

また、株式会社 帝国データバンクによる「地方創生に関する投資意向調査」(平成 27 (2015) 年 8 月 6 日)においては、新たな拠点・設備を整備する計画や可能性のある企業 2,731 社に対して行った調査・集計が公表されている。

これによれば、投資にあたって重視する条件 (施設別・複数回答) は、投資意向の

ある施設（「本社」、「工場」、「支店・営業所」及び「物流・保管施設」）全体で、①交通利便性（構成比 37.2%）、②既存自社施設の立地状況（同 32.9%）、③用地の価格（同 27.8%）、④得意先の立地状況（同 19.5%）、⑤用地確保の取得方法（同 18.9%）、⑥労働力の確保（同 17.1%）、⑦従業員の住環境（同 9.8%）、⑧自治体の優遇制度（同 9.2%）、⑨消費地までの距離（同 9.2%）、⑩労働コスト（同 5.9%）、⑪競合他社の立地状況（同 4.7%）、⑫立地地域周辺の治安状況（同 4.5%）、⑬仕入先の立地状況（同 4.3%）となっている。

これらの調査結果からも、地域行政が企業立地の促進を意識して行っている取組は、企業側の重視する立地条件の一部に集中しているように思われる。今後は、情報提供に加えて、直ちに施設整備を行うものではなくとも、事業者の意見を反映させていく仕組みの充実等も含め、広く地域づくり・まちづくりに関わる条件と事業活動とを結びつけ、事業活動を中長期的に支える地域の環境・社会を実質的に形成していく取組が求められると考えられる。

5. おわりに

本稿においては、本社機能強化のための認定地域再生計画の状況を踏まえて、事業者の本社機能の移転又は強化の円滑な実施を図るために地方公共団体が行うこととしている取組の状況について考察してきた。

地方における本社機能の移転又は強化が実現されるよう、中心市街地であればオフィス街・ビジネス街対策など、企業の立地条件に合致し、また、それぞれの地域の特

性にきめ細かく応じた効果的な取組が行われることを期待したい。

なお、企業の事業活動は、様々な都市機能の一つであり、地域によっては、医療・福祉機能など様々な異なる機能が重視される場合もある。企業の事業活動との関係を発端として、それぞれの地域において重視される都市機能との関係が意識され、その伸長に結びつく地域づくり・まちづくりに向けた取組のあり方についての検討が望まれる。

<参考文献等>

・内閣府地方創生推進室ホームページ
「過去に認定された地域再生計画について、都道府県名・名称・支援措置の一覧」現在活用している計画

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/nintei_ichiran/active_h271009.pdf)

「地域再生法に基づく地域再生計画の第 33 回認定」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/dai33nintei.html>)

「地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成等」

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisai/sakusei.html>)

・一般社団法人 日本経済団体連合会 ホームページ

「地方創生に向けた経団連アクションプログラム」平成 27（2015）年 9 月 15 日

(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/079.html>)

「本社機能の地方移転に関する緊急アンケート調査結果」平成 27（2015）年 9 月 15 日

(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/079a.pdf>)

「本社機能の地方移転・地方拠点の強化に関する各社取り組み事例」平成 27（2015）年 9 月 15 日

(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/079b.pdf>)

「本社機能の地方移転等の取り組みについて」平成 27（2015）年 9 月 15 日

(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/079c.pdf>)

・株式会社 帝国データバンク ホームページ

「地方創生に関する投資意向調査」平成 27（2015）年 8 月 6 日

(<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p150803.html>)